

品川区電子契約取扱要綱

令和6年8月14日区長決定 要綱第347号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区契約事務規則（昭和39年品川区規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、品川区（以下「区」という。）が締結する電子契約および電子契約に係る電子署名の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 規則第2条第8号の電子署名をいう。
- (2) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。
- (3) 電子契約 契約の内容を記録した電磁的記録を作成し、電子署名を行うことにより締結する契約をいう。
- (4) 立会人型電子契約サービス 区および電子契約の相手方の指示に基づき、当該指示を受けた者（以下「サービス提供事業者」という。）が、契約の内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。
- (5) 確認同意 立会人型電子契約サービスにより電子署名がされる契約の内容を記録した電磁的記録が真正なものであると確認の上、サービス提供事業者が当該電磁的記録に電子署名を行うことに同意し、電子署名をすることを指示することをいう。
- (6) 確認同意担当者 区における確認同意を行う者をいう。

(電子契約の締結)

第3条 区の締結する電子契約は、立会人型電子契約サービスを利用して行う。

- 2 電子契約の締結は、第6条第2項の規定による利用の申出があった場合に行うものとする。
- 3 電子契約に係る電子署名は、区がサービス提供事業者の管理する電磁的記録媒体に契約の内容を記録した電磁的記録を保存した後、契約の相手方、区の順でサービス提供事業者に電子署名の指示をすることにより行う。

(確認同意担当者の職務等)

第4条 確認同意担当者は、前条第3項の規定により保存される電磁的記録の内容の真正を確認するとともに、同項の規定による電子署名の指示を行うものとする。

- 2 確認同意担当者は、電磁的記録の内容の真正を確認をした日、電子署名の指示を行った日その他電子契約の締結および管理に必要な事項を記録し、帳簿により整理しなくてはならない。
- 3 確認同意担当者は、サービス提供事業者の作成する電子契約の締結を証する電磁

的記録を取得し、規則第2条第1号の契約請求者に対し、送付するものとする。

- 4 確認同意担当者は、企画経営部経理課長とする。ただし、確認同意担当者は、自己の指揮監督する職員のうちから指定した者に確認同意の補助を行わせることができる。

(電子契約の対象)

第5条 電子契約の対象とする契約は、区長、企画経営部長および経理課長が規則第2条第2号の契約担当者となる契約であって、次に掲げる契約を除くものとする。

- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- (2) 規則第3条第3号に掲げる契約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子契約によることが適当でないとする契約

(利用の申出)

第6条 区長は、一般競争入札または指名競争入札により締結する契約が電子契約の対象である場合は、入札の公告または指名競争入札の通知の際に、当該契約が電子契約の対象となっている旨について周知等を行うものとする。

- 2 区長は、随意契約により締結する契約が電子契約の対象である場合は、見積書の聴取の際に、当該契約が電子契約の対象となっている旨について通知を行うものとする。
- 3 電子契約による契約の締結を希望する者は、別に定める電子契約利用申出書により利用の希望を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による利用の申出にかかわらず、立会人型電子契約サービスの不具合その他やむを得ない事情がある場合は、区長は当該契約を書面により締結することができる。

(他の要綱等における契約書の取扱い)

第7条 区が電子契約により締結した契約に係る他の要綱、要領等の規定の適用については、これらの規定中「契約書」とあるのは、「契約書（契約の内容を記録した電磁的記録を含む。）」とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、電子契約および電子契約に係る電子署名の取扱いに関し必要な事項は、企画経営部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日以後に公告等を行う契約から適用する。